

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年1月13日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

財政課、税務課及び収納課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年11月15日までの所管事務

実施期間 令和4年9月30日から令和4年11月15日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

財政課、税務課及び収納課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜財政課＞

主な所管事務は、市財政の総合調整、予算の編成及び統制、地方交付税、市債及び一時借入金、市有財産、借地の契約、寄附、土地開発公社、公用車の総括管理、入札

参加資格の審査及び業者登録、指名業者の選定、入札の執行、工事、製造の請負又は物品の購入に係る契約の履行確認、財務部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

受理した文書の受付印漏れ及び回議漏れが散見し、検査調書の作成漏れがあった。

＜税務課＞

主な所管事務は、個人住民税の調査、賦課及び減免、法人市民税の調査、賦課及び減免、軽自動車税の調査、賦課及び減免、市たばこ税の調査及び賦課、市税の証明、自動車の臨時運行許可、固定資産税の調査、賦課及び減免、都市計画税の調査、賦課及び減免、特別土地保有税の調査、賦課及び減免に関する事務である。

(1) その他

自動車の臨時運行許可に際し貸与する仮ナンバーについて、長期未返納が複数件発生しているため、督促、回収及び失効の事務処理に関し、必要な手順を整理のうえ、具体的な基準や期間等を定めて適切に対応するよう検討されたい。

＜収納課＞

主な所管事務は、市税の収納整理、市税、介護保険料及び保育料の徴収、市税の過誤納金、市税等の滞納処分、市税等の欠損処分、市税の納税証明、市税等の納税普及及び納税相談に関する事務である。

(1) 支出事務について

徴収員が使用するための携帯電話を2台契約しているが、現在の徴収員は1名で常時1台しか使用しないため、使用していない携帯電話は解約することを検討されたい。